

214-35

2565

298
9
1648

質屋取締條例傍訓 全

明治十七年六月 出版

溫故堂刊行

033635-000-4

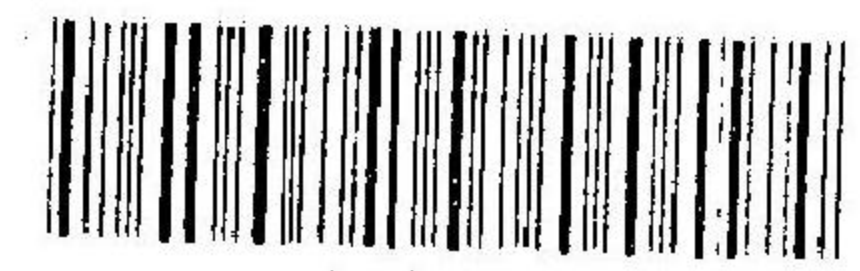
CZ-1351-53-05

質屋取締條例傍訓

溫故堂

M17

BBK-0478



C2
1436
53-01



第九號
質屋取締條例別冊の通制定し明治十七年五月十五日より
施行す
右奉勅旨布告候事

明治十七年三月廿五日

太政大臣 三條實美
内務卿 山縣有朋

質屋取締條例

第一條 質屋營業を爲す者は管轄廳(東京府は警視廳)の免許を受くべし

第二條 質屋は質物臺帳を備へ其紙數を記し所轄警察署の檢印を受くべし

第三條 質物臺帳には警察官に於て質物、貸金、質入主及質

C2
1351
53-05

入受戻入換の年月日を調査するに差支なき様記載すべし但證人を要するときは質入主及證人の實印を押捺せしめ置くべし

第四條 身元詳ならざる者より質物を取ることを得ず但身元詳なる者證人たるときは此限にあらず

第五條 十五年未滿の者白痴風癡者及雇人(雇主の家にある者)より質物を取ることを得ず但父母後見人雇主又は身元詳なる者證人たるときは此限にあらず

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品は其質入し得べきことを證明する證人二名以上あるに非ざれば之を質物に取ることを得ず

前二項に違背したる者は警察官の命に依り利金を償ふ

こと無く質物を取戻さるゝことあるべし

第六條 盜罪詐欺取財の罪又は刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品を質に取り又は寄藏したるときは直に所轄警察署に届出べし

第七條 贓物の疑ある物品又は身柄不相應と認めたる物品を持來る者あるときは直に所轄警察署又は巡行の警察官巡査に密告すべし

第八條 流質物を賣拂はんとするときは五日以前に其物品目録を所轄警察署に差出すべし

第九條 流質物を賣拂ひたるときは警察官に於て其物品、代價及買主を調査するに差支なき様流質物賣拂帳に記載すべし

第十條 贖物の品觸あるときは到達したる年月日時を其品觸寫書に附記すべし

第十一條 品觸到達以後一年内に類似の物品を質に取り又は寄藏したるとき若くは其以前の質物及寄藏品中に類似の物品を發見したるときは直に所轄警察署に届出べし

第十二條 質物、重帳、流質物、質押帳及品觸寫書は十年間保存すべし若し亡失したるときは直に所轄警察署に届出べし

第十三條 警察官は何時たりとも質屋の店舗に臨み質物及帳簿の検査を爲し時宜に依り其質物を差押へ又時々帳簿を差出さしめ之を検査することあるへし質屋は之

を拒むことを得す

第十四條 此條例に違背し又は詐偽の届出を爲したる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 此條例を一年内に再犯したる者は行政の處分を以て其營業を禁止し又は停止することを得

第十六條 此條例を犯したる者には刑法の數罪併發の例を用ひず

第十七條 營業上に付ては家屬又は雇人の所爲と雖も營業者其責に任ずべし

第十八條 此條例を施行するの方法細則は警視總監府知事(東京府を除く)縣令に於て便宜取設け内務卿に届出べし

甲第貳拾四號

本年(三月)太政官第九號公布に依り質屋營業細則別紙の通
相定め來る五月十五日より施行す

但本年甲第拾貳號布達は此規則施行の日より廢止す

右布達候事

明治十七年四月廿九日

山梨縣令藤村紫朗

質屋營業細則

第一條 質屋營業の免許を得んと欲するものは其願書に
組合取締加印の上住居地戸長の奥書を受け管轄郡役所
を経て縣廳に差出すべし但營業禁止を受けたる者及び
營業停止中廢業したるもの並に共同居のものには免許
を與へず

第二條 質屋營業人其屬籍住所氏名等を轉換し又は廢業
したるときは第一條の手續に依り縣廳に届出づべし

第三條 質屋營業人は警察署の管轄區域に従ひ組合を設
け且つ其組合中に係る諸事の取締を爲さしむる爲め正
副取締を置くべし但正副取締は組合に於て撰舉し管轄
警察署を経て警察本署に届出て認可を受くべし
一警察署管内營業人寡少なるときは警察本署の認可を
受け他の警察署管内と合併して組合を設くることを得
べし

第四條 取締は組合の名簿を製し置き其住所屋號氏名年
齡等を記載し且つ其實印を取置へし但名簿は二冊を製
し一冊は管轄警察署に差出し置き増減ある毎に届出つ

べし

第五條 取締は組合營業人の願届書に加印し且つ組合に
關する諸達及品觸等あるときは速に之を組合中に回達
すべし

第六條 質屋營業人に於て支店を設け營業を爲さんと欲
するものは第一條の手續に依り且つ支店管理人の屬籍
氏名を記し縣廳に届出つべし其閉店移轉及び管理人の
變更あるときは尙本條の手續を爲すべし

第七條 質屋營業人は後に示す雛形の式に倣ひ看板を製
し管轄警察署の烙印を受け之を店頭に掲ぐべし其支店
に於ける亦同じ但し廢業したるときは警察署に申出て
其烙印の取消を請ふべし

第八條 質屋營業人は左の帳簿を製し置き品觸帳の外初
葉に紙數を記し管轄警察署の契印を受くべし

第一質物臺帳

此帳簿には左の件々を記載し且つ一と廉毎に番號を
記すべし但番號は毎年之を改め何年何號と記載すべ
し

一 質入主の住所氏名

但條例第三條第五條の場合に於て証人を立てたる
ときは証人の住所氏名を列記し本人並証人の實印
を取り置くべし且此規則第九條の場合には
委託人の住所氏名を列記すべし
二 質物の名稱並其形狀模様及び貸金並利息の額

三 質物を取りたる年月日並其受戻し又は入換又は流質物として賣拂ひたる年月日

第二 流質物賣拂帳

此帳簿には左の件々を記載し且一と毎に質物臺帳に記載したる質物番號を記すべし

一 買受人の住所氏名

二 流質物の名稱其形狀摸樣(臺帳と符合するを要す)

三 質物に取りたる年月日並賣拂ひたる年月日及び其

代價

第三 物品預り帳

此帳簿には左の件々を記載すべし

一 預け人の住所氏名

二 物品の名稱並其形狀摸樣

三 預りたる事由及其年月日

第四 品觸帳

此帳簿には賍物品觸の到達したる都度其寫に到達の時日を記入し散逸せざる様綴り置くべし

第九條 他人の依託を受け質入を爲すものは其依託主の証書あるに非ざれば之を取ることを得ず但其証書は

質物臺帳に添附し又は別に保存し置くべし

第十條 流質物を賣拂はんとするときは警察署に届出つべき

目録には左の件々を記載すべし

一 元質入主の住所氏名

二 流質物の名稱並其形狀摸樣

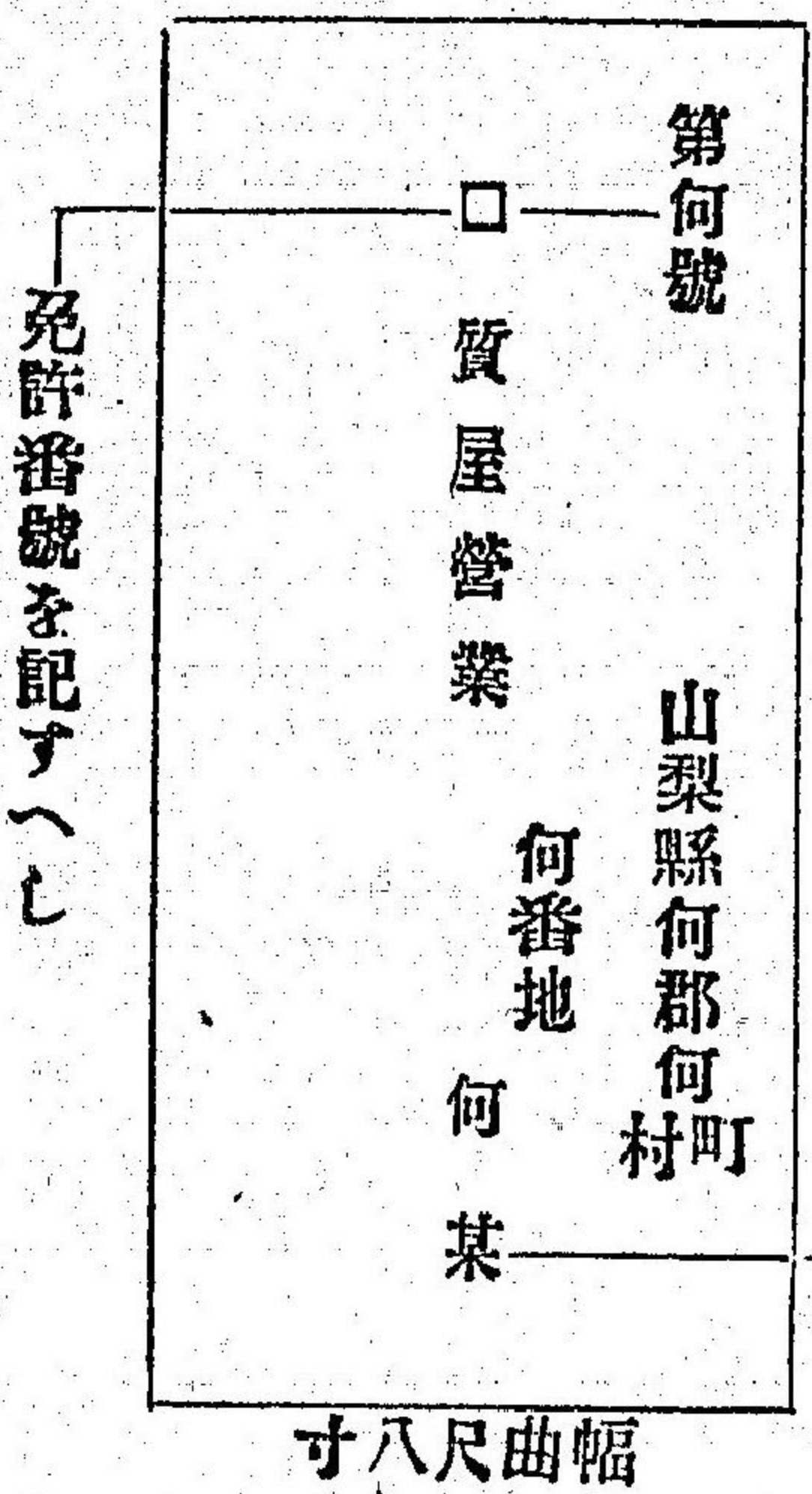
三元質入の年月日及流質となりたる年月日並其質物の番號(質物臺帳に記載したる番號)

第十一條 此規則に違背したる者質屋取締條例に明文あるの外は違警罪の刑に處せらるべし

看板雛形

長曲尺二尺

支店なれば何基支店と記すべし



甲第貳拾五號

今般甲第貳拾四號を以て質屋營業細則及布達候に付ては從前營業の者は本月三十一日迄該細則第一條に依り更に免許を受くべし(從前鑑札所持の者は其鑑札返納すべし)且つ第三條に依り右同日迄正副取締撰定の上届出の手續を爲すべし

但取締撰定迄は舊頭取に於て組合營業人の願届書に加印する義と心得べし

右布達候事

明治十七年五月九日

山梨縣令藤村紫朗

明治十七年五月十二日御届

同

六月

出版

(定價金五錢)

出版人

山梨縣平民

内藤傳右衛門

西山梨郡常盤町四番地

